

静岡県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和6年7月26日から2週間静岡県交通基盤部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

静岡県知事 鈴木康友

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
163	東柏原沼津線	富士市東柏原新田 沼津市	
164	西椎路松長線	沼津市西椎路 沼津市松長	